（特許登録令施行規則の一部改正）

第二条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録済みの通知） **第六十条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、特許登録令第十九条又は第十条の四の規定により登録権利者だけで申請を行つたときは、この限りでない。	（登録済みの通知） **第六十条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七、様式第七の二及び様式第八から様式第十二までを次のように改める。

様式第七（第10条関係）

移転登録申請書

（令和　年　月　日）

収入印紙
（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　登録の目的
4　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
5　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
6　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
8　添付書面の目録
　(1)　権利の移転を証明する書面　　1通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格A列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。
4　収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。
5　表題は、「譲渡による特許権移転登録申請書」、「譲渡による特許権の持分移転登録申請書」、「譲渡による特許権の一部移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。
6　登録の目的が仮専用実施権に関するときは、「１　特許番号」の欄を「１　特許出願の表示」と記載し、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。
7　「権利の表示」の欄は、登録の目的が特許権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。
8　「登録の目的」の欄には、「本特許権の移転」のように記載する。
9　「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
10　「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の